

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算

各指定居宅介護支援事業所においては、本減算制度の趣旨を踏まえ、居宅サービス計画に位置付ける事業所が、特定の種類または特定の事業所もしくは施設・法人に不当に偏ることのないよう、公正中立で適切な居宅介護支援業務の遂行をお願いします。

○特定事業所集中減算とは

正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のいずれかで、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、減算。

減算適用期間のすべての居宅介護支援費について、1月につき200単位を所定単位数から減算するものです。

◆判定期間、市への報告期限、減算適用期間

区分	判定期間	報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～ 8月31日	9月15日	10月1日～ 翌年3月31日
後期	9月1日～ 2月末日	3月15日	4月1日～ 9月30日

※報告期限が、閉庁日の場合は、前開庁日

◆算定及び報告方法

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度、前期及び後期ごとに別紙「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」（様式1）により減算が必要かどうかの判定を行います。

その結果、紹介率最高法人が提供するサービスの占める割合が80%を超える場合は、各期の報告期限までに、市へ正副各1部を届け出てください。

その際、正当な理由がある場合は、別紙「正当な理由に関する説明書」（様式2）を合わせて提出してください。

なお、新規指定や休止または廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6月を満たさない場合は、提出不要です。

80%を超えない事業所も「特定事業所集中減算届出書」を作成し、各事業所で5年間保存して下さい。